

# 「連携ひろば ワダイ×キシワダ」運営事業実施要領

## 1. 趣旨

この要領は、和歌山大学・岸和田市地域連携推進協定に基づき実施する地域連携事業のうち、「連携ひろば ワダイ×キシワダ」（以下「本会」という）の運営事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2. 事業の目的

本会の運営事業は、和歌山大学岸和田サテライト及び岸和田市が和歌山大学・岸和田市の連携事業及び大学シーズ等を地域に周知することや、地域のニーズを把握し各種事業へ反映することにより岸和田サテライトの活用を促進するとともに、岸和田市と和歌山大学及び会員相互のフラットでオープンなネットワークを形成することを目的とする。

## 3. 本会の活動

本会は、事業の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動等を行う。

- (1) 定期的な会員の交流会
- (2) 和歌山大学岸和田サテライトや和歌山大学本学のイベント等への参加
- (3) 関係団体と和歌山大学との連絡・調整
- (4) その他目的達成のために必要な事業

## 4. 会員

i) 本会は、岸和田市内に事業所を置く、または岸和田市内で事業活動を行う団体及び法人等（個人登録は不可。以下「団体等」とする。）で、事業の目的に賛同する者をもって構成する。

ii) 入会希望者が次の各号のいずれかに該当する団体等である場合は、本会へ入会できないこととする。又、会員登録後、会員が次の各号のいずれかに該当する団体等であると判明した場合は、会員の登録を抹消されることとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人
- (3) 反社会的勢力と認められる団体等
- (4) その他入会等が適当でないと認められる団体等

iii) 本会への入会を希望する者は、事務局に入会希望届を提出することとする。

## 5. 交流会

i) 本会において、必要に応じて会員による交流会を開催する。

ii) 交流会は、和歌山大学と岸和田市及び会員相互の情報・意見交換等を行う。

## 6. 事務局

本会の事務局を、和歌山大学・岸和田市地域連携推進協議会企画運営委員会におく。

## 7. その他

この要領に定めるもののほか、本会について必要な事項は、事務局が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。